

名古屋市教育委員会定例会

令和3年5月13日

午前10時00分

教育委員会室

議 事

日程1 請願第1号 請願審査について

日程2 第3号議案 名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案について

日程3 第4号議案 名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会委員の委嘱について

日程4 第5号議案 令和3年度 歯科衛生優良校等の表彰について

出席者

鈴木 誠 二 教育長

小栗 成 男 委 員

西淵 茂 男 委 員

鎌田 敏 行 委 員

中谷 素 之 委 員

教育次長始め、事務局員7名 ※傍聴者2名

(鈴木教育長)

それではただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに議事運営についてお諮りいたします。

議事日程第3「名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会委員の委嘱について」および日程第4「令和3年度 歯科衛生優良校等の表彰について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開にて審議したいと思います。

また、会議録につきましても日程第3および第4については非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

ではこれより、日程第1「請願審査について」を議題といたします。

審議に先立ちまして、請願者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありましたので、会議の運営上5分以内で陳述を許可したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

それでは、請願陳述人の方、前の方へお願いいたします。

口頭陳述におきましては、会議の運営上、5分以内で行っていただきますよう、お願いいたします。それでは陳述を始めてください。

【陳述人より口頭陳述が行われた】

(鈴木教育長)

以上で、口頭陳述を終了します。陳述人は席へお戻りください。

それでは事務局からの説明をお願いします。

(五味澤総務部長)

請願第1号について説明させていただきます。

請願項目は4点でございます。1点目は「人権に反する、理不尽と思われる校則、学校のきまりのある、学校に対しては、校長を指導助言、及び処分をすること」を求めるものでございます。

校則につきましては生徒の人権や時代の進展などを踏まえたものになっているかの視点で見直すよう、校長が集まる場などにおいて周知しているところでございます。

また、処分につきましては、名古屋市教育委員会における懲戒処分の取扱方針に基づき適切に対応しております。

2点目、3点目及び4点目は、「各学校に、児童生徒 保護者参加による、人権に根差した、学校のきまり、校則見直しに取り組むことを求めること。」、「学校のきまり、校則見直しについては、毎年行い、教育委員会は結果集約を行い、公表すること。」、「学校のきまり、校則については、各学校、ホームページ等で、毎年公開すること。」でございます。

生徒や保護者の意見を生かしながら、各学校で校則等の見直しを行っていくよう促して

まいります。

また、校則等の見直しにあたっては、児童生徒や保護者と学校との共通理解を深めることが重要であり、校則等の公開はそのために有効な方法のひとつであることから、ホームページ上に掲載するなどを促してまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(小栗委員)

確認も含めての質問なんですけど、校則なので、基本的に学校で自由に校則を決められるという認識でよろしいでしょうか。

(藤好指導室長)

校長の判断、裁量の下で定められております。

(小栗委員)

次の質問で、先ほどの五味澤さんから話がありましたように、教育委員会で調整するっていう表現かどうかは別としてもですね、結果集約を行い、行動するというところで、例えば、極端なと言いますと、ある学校が一切校則は無しにします、制服は無しにしますというようなことをホームページに出したとしましょう。そうするとあり得ることは、その反対派の方達はかなり誹謗中傷があったりとか、もしくは校長先生その学校が、いわゆるサイレントマジョリティみたいな人たちがいて、そういう批判を浴びる可能性があって、なかなか判断しづらいところがあったり、そういった部分はどうか考えになりますか。

(藤好指導室長)

指導室、教育委員会としましては、まず校則、学校の決まりといったものは、子供たち自身、児童・生徒自身が、しっかりと議論した上で、それを自分たちで守っていこうと、自分達の作った決まりを守っていこうということはずまず大前提として必要なことだと思っています。その上で、もちろん保護者の方の意見も踏まえてですね、校則というものが定められているという中において、いわゆる公表していくものについては、子供たち自身が誇り・気概を持って、これは自分たちで守っていくんだと、そういう前提に立つことが大事だと思っております。そのうえで公開とか公表していくことはですね、そうした誹謗中傷といったことに対して、学校として毅然とした対応ができるのではないかと考えているところです。

(小栗委員)

あと1点だけ、子供たちで何が正しいか正しくないかを定めるっていうのは、比較的難しいのではないかなというふうに思うのと同時に、例えば6年間、3年間みたいなのがあ

って、入れ替わっていくのでその都度毎年、そこに検討する人たちが変わっていったときに、ずっと同じような考えをできるかどうかというところも一つ議論してかなきゃいけないかなというふうに思います。それからもう1点、文科省っていうのは、制服についてはどのような見解を示してるんでしょうか。

(藤好指導室長)

制服についても各学校の判断のもとで、もちろん児童生徒、それから保護者の意見を踏まえて、文科省も校則という括りの中で、そういった見解に立っております。こうでなければならない、そういうものではないということです。

(中谷委員)

大事な観点だと思います。人権とルールという難しいバランスだと思うのですが、子供の権利を守るというのはとても大事な観点で、請願の趣旨というのは理解しました。

学校の方に問題提起があった場合に、指導室としてどのような対応をされてきたかというのが、実例があれば、今の方針に即してということだと思うのですが、教えていただければというふうに思います。

(藤好指導室長)

これまでもですね、校則については、様々なご意見を頂戴しております。指導室としてこれまで行ってきたことについては、やはり校則については各学校で定めていくものという大前提でございます。ただその学校に対してですね、児童生徒それから、保護者の意見を踏まえて、また人権に配慮するといった観点からですね、見直しを毎年、行っていくといったことで、校長連絡会、校長が集まる場において、各校長にそうしたことを強く促すといった取り組みを行ってきているところでございます。

(中谷委員)

個別の相談があった場合にはどのような対応をされるのでしょうか。

生徒から「こういうふうなことを言われた」と言って、校長先生が教育委員会にこういうような相談があったとか、そういうケースはないのでしょうか。

(藤好指導室長)

当然個別の指摘だとかについては、各学校の方で話を聞いた上で、それぞれ個別に丁寧に対応していくといったことで対応しています。

(中谷委員)

その方針っていうのはもちろん先ほど言われた生徒との合意の上で決めるだとか、学校ごとに毎年見直しがされているという方針の下で相談されているということですか。

(藤好指導室長)

十分意見を、考えを伺った上で丁寧に対応していくことが大事かなと思います。

(中谷委員)

全体の方針が一斉に伝える部分は大事ですし、個別のところでも方針が伝わるとより良いんじゃないかというふうに思った次第です。

(鎌田委員)

一つよろしいでしょうか。学校でですね、生徒が伸び伸びと、そして、学業もスポーツにも励める環境ができるのが一番良いのだろうと、いじめもなくてですね、思うんですけども、他の学校で、日本国内でいいんですけども、校則を作る際に、生徒たちあるいは保護者も入って校則を作った学校というのが、どのぐらいあるのか、またそこでのいじめの比率とかですね、あるいは学業成績が他校、あるいは日本全国平均に比べてどうなってるかとか、そういったことは何か、調べる手だてはあるものでしょうか。

(藤好指導室長)

現在、今のところ細かい数字は持ち合わせてはいないんですけども、少なくとも名古屋市においてですね、各学校、特に中学校においては、毎年見直しの取り組みを続けてきているというところがございます。

(鈴木教育長)

なかなか明確な、そういう統計資料は無いということかな。

(鎌田委員)

はい。分かりました。

(鈴木教育長)

他にご意見もないようです。

請願第1号の取扱いについてであります。

学校の校則、きまり等については、各学校の裁量において定めるべきものでありますが、当然、生徒の人権や時代の進展などを踏まえ、適宜見直していく必要があると考えております。以上のことから、本件につきましては、「ご意見としてうけたまわる」ということでのいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、日程第2、「名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案について」を議題とい

たしますので、事務局の説明をお願いします。

(五味澤総務部長)

日程第2第3号議案「名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案について」ご説明いたします。この規則は、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」いわゆる読書バリアフリー法の基本理念を踏まえ、視覚による表現の認識が困難な方、読むことに困難がある方、障害などにより来館が困難で、これまで図書館を利用しにくかった方の読書活動を支援するため、新たに電子書籍システムを構築・運用し、電子書籍コンテンツの提供を行うための規定の整備を行うものでございます。

議案の次のページをご覧ください。

「名古屋市図書館における電子書籍サービスについて」と書かれた資料1の(3)をご覧ください。

電子書籍サービスの仕組みについてでございます。電子書籍サービスは、インターネット経由で書籍を無料で検索し、貸出・返却処理を行ったり、閲覧したりできるようにするものでございます。利用者は、登録をした利用者ごとの図書館のID及びパスワードを使い、サービス業者のサイトにアクセスし、電子書籍を各利用者のパソコンやタブレットといった情報端末で閲覧するために借りることができるようになります。借りた電子書籍は、あらかじめ設定された貸出期間が過ぎると、自動的に返却処理がされ、閲覧できなくなる仕組みとなっております。

次のページの「2 紙書籍と電子書籍の貸出制度の比較」をご覧ください。図書館における紙の図書と電子書籍の主な取扱いの違いをまとめたものでございます。

電子書籍は、インターネットを利用することにより、図書館の休館日であっても貸出や返却をすることができるなどの違いがございます。

今回の規則改正でございますが、最後の資料の新旧対照表をご覧ください。

電子書籍サービスの取扱いにつきましては、サービス提供事業者との契約等により詳細を定めていく必要があることなどから、図書館館則上、「必要な事項は、中央図書館長がこれを定める。」として、技術的な取扱いも含め、別途定めてまいりたいと考えております。

施行期日は、電子書籍サービス提供開始となる令和3年6月10日からでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(西淵委員)

視覚障害者等の法律改正を踏まえてとなっているんですけど、一般の人も、健常の方も、このサービスの提供が、受けられるものですか。

(大井鶴舞中央図書館整理課情報システム係長)

読書バリアフリー法の趣旨を踏まえて、障害者への対応をしっかりとっていくわけですが、もちろん一般の方も、ご利用いただけるもので、6月10日から実施するものです。

(西淵委員)

子供たちの中にデジタル教科書などを使いながら拡大本の対応や発達障害の場合は音声読み上げとか、そういうことが教科書で行われるような、こういうサービスがあると非常にありがたいなと、いろんなことで活用できるだろうっていうふうに思いますので、非常に良いことだと思います。今までは、いろんな視覚障害者団体の方のボランティアで、拡大本だとか、図書館もやってこられたり、修復も含めていろいろ手作業で、本当に長い期間、ボランティアで努力して見えた方がたくさん見えると思いますので、その方々への感謝の気持ちも忘れずにしていただきたいなというふうに思います。どういう形になるか分かりませんが、よくご納得いただいて、していただくとありがたいなと思います。

(大井鶴舞中央図書館整理課情報システム係長)

今まで点字訳または音訳のために図書館にボランティアに来ていただいた方には、これまで以上にボランティアの育成の講座なども開催しながら支援しつつ、また商用コンテンツで補える所は補うということで、両輪でやって参りたいと思います。

(鈴木教育長)

他よろしいでしょうか。

他にご意見もないようですので日程第2「名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。それでは、これより日程3へ移ります。日程3および日程4の議事は非公開となりますので、傍聴人の方々は退席してください。

日程第3及び第4は非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途決裁。

午前10時43分終了